

板橋区 イノベーション創出・社会実装推進事業 実証・実装プログラム QA 集
(先行回答)

本プログラムにいただいているご質問のうち、
応募資格・提出書類に関連するご質問について、以下の通り先行的に回答いたします。

#	質問概要	関連項目	質問内容	回答
1	非営利法人の応募資格	3. 応募について（1）応募資格	一般社団法人・社会福祉法人などの申し込みは可能か。	○中小企業基本法にて定められている中小企業または小規模企業者の定義における「常時使用する従業員の数」の要件を満たす場合は、以下の法人格※による申し込みも可能です。 ※一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人、医療法人、社会福祉法人、中小企業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体
2	定款の提出方法	3. 応募について（3）応募方法及び提出書類	定款の謄本の取得ができない、もしくは取得時間を要する場合の代替資料をあるか。	○実施要領の22頁に記載の通り原本証明を行った定款であれば、公証役場から発行された定款の謄本に代えて提出することが可能です。 ○なお、提出に当たっては、スキャンデータ又は電子定款により提出してください。